千葉市若葉区選挙管理委員会告示４４号

令和７年７月２０日執行の参議院千葉県選出議員選挙における公職選挙法（昭和２５年法律第１００号）第６２条第２項、第４項又は第５項の規定によるくじを行うべき場所及び日時を次のとおり定める。

令和７年７月３日

千葉市若葉区選挙管理委員会委員長　　秋元　　稔

| 区　　分 | 場　　所 | 日　　時 |
|---|---|---|
| 公職選挙法第６２条第２項の規定によるくじ | 千葉市若葉区役所内<br>千葉市若葉区選挙管理委員会室 | 令和７年７月１７日<br>午後５時１５分 |
| 公職選挙法第６２条第４項の規定によるくじ | 千葉市若葉区役所内<br>千葉市若葉区選挙管理委員会室 | 令和７年７月１７日<br>午後５時２０分 |
| 公職選挙法第６２条第５項の規定によるくじ | 千葉市若葉区役所内<br>千葉市若葉区選挙管理委員会室 | 事実発生の都度 |